平成２５年（フ）第１３９６号
愛知県半田市青山６丁目24番地の12　リバティハイツ102号、従前の住所愛知県半田市相賀町１番地の100　ナビウッディ半田マンションⅠ番館　510号
破産者　玉置　秀信
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０３９号
愛知県北名古屋市九之坪市場３番地
破産者　髙橋つき江
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０４０号
愛知県北名古屋市九之坪市場３番地
破産者　髙橋　　浩
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５５２号
大阪府泉佐野市中庄1494番地の１―402
破産者　末原　博信
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第９１７号
神戸市東灘区西岡本２丁目25番３―805号
破産者　黒田　辰美
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４号
兵庫県姫路市夢前町寺115番地２　ハイツＨＲＶ―Ｂ棟201号、開始時の住所兵庫県姫路市城見台４丁目９番地６
破産者　カーショップインこと　中家　直哉
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１９３号
広島県安芸郡海田町大正町８番24号、住民票上の住所福岡市中央区清川２丁目３番16―403号
破産者　殿井和広、小林和広こと　平野　和広
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４８３号
広島市安佐南区西原４丁目21番21―203号
破産者　藤田　幸男
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６７５号
広島市安佐南区東野２丁目26番30―202号
破産者　Ｄｉｓｈ堺町こと　大賀　清隆
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７１４号
熊本市北区八景水谷１丁目26番９号
破産者　倉本　陽一
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１６号
大分県佐伯市城南町20番17号　リバーサイドカワノＢ―３号、前住所大分県佐伯市大字戸穴570番地１　藤沢住宅２Ｆ
破産者　佐保ひろみ
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２５年（フ）第１８５号
群馬県富岡市田篠949番地
破産者　田島　義治
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２０３号
群馬県高崎市吉井町吉井川483番地５　コーポ滝の宮102―２、住民票上の住所群馬県高崎市吉井町岩崎1440番地
破産者　鈴木美佐男
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２０４号
群馬県高崎市吉井町吉井川483番地５　コーポ滝の宮102―２、住民票上の住所群馬県甘楽郡甘楽町大字天引506番地６
破産者　鈴木つる子
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１７９０号
横浜市南区六ツ川２丁目158番地１　重田コーポⅡ２号室
破産者　小柳　　明
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９７号
静岡県富士宮市山宮266番地
破産者　野澤　準仁
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第４２８号
静岡県浜松市中区西浅田２丁目４番14号リッキー24―Ｅ号室
破産者　青島　信良
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５４７号
静岡県浜松市中区鴨江３丁目38番18号
破産者　堀内　知香
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係